





グラウンド芝維持管理

件名	グラウンド芝維持管理	図面番号	1/3
図名	表紙	縮尺	
業務隊長	管理科長	工事企画	管財
			
陸上自衛隊 与那国駐屯地業務隊			令和7年3月7日

特記仕様書

- 1 件名：グラウンド芝維持管理
 2 場所：沖縄県八重山郡与那国町与那国3765-1 陸上自衛隊与那国駐屯地

3 概要：

- (1) 実施時期
 契約締結日から翌年3月末までとし、芝刈は月2回、肥料散布は2か月に1回、殺虫剤散布を年に2回、の基準とし実施するものとする。

※ 18,850㎡×月2回基準（12月～2月は1回）計21回
 肥料散布（4月・7月・10月・2月）計4回
 殺虫剤散布（5月・10月）計2回

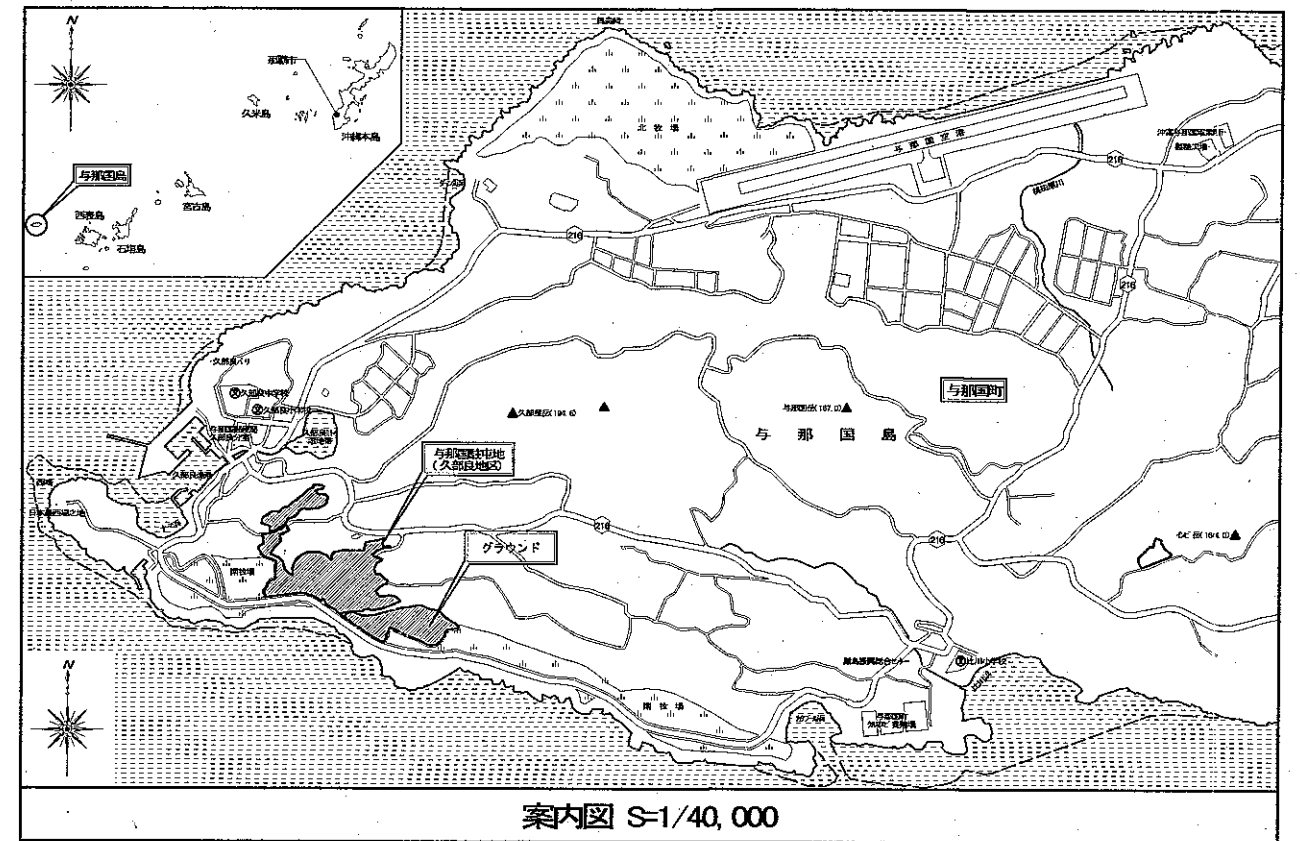
- (2) 芝維持管理面積
 グラウンド 18,850㎡

4 一般事項：

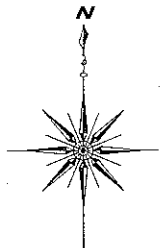
- (1) 受注者は特記仕様書及び現地において、相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合は監督官と協議しその指示に従うものとする。
 (2) 本件における火災予防、労働安全及び在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、破損した場合は、受注者の責任において速やかに原形に復旧するものとする。
 (3) 受注者は現場の整理整頓、清掃を実施するものとする。
 (4) 受注者は作業開始前に危険予知活動（KY・TBM）を実施し、安全管理を徹底するものとする。
 (5) 入出門及び交通規制等、駐屯地内での行動は、駐屯地諸規則及び監督官の指示に従うものとする。
 (6) 本件に際して特記仕様書に明記なき事項についても当然処置すべき事項は、受注者の負担で実施するものとする。

5 特記事項：

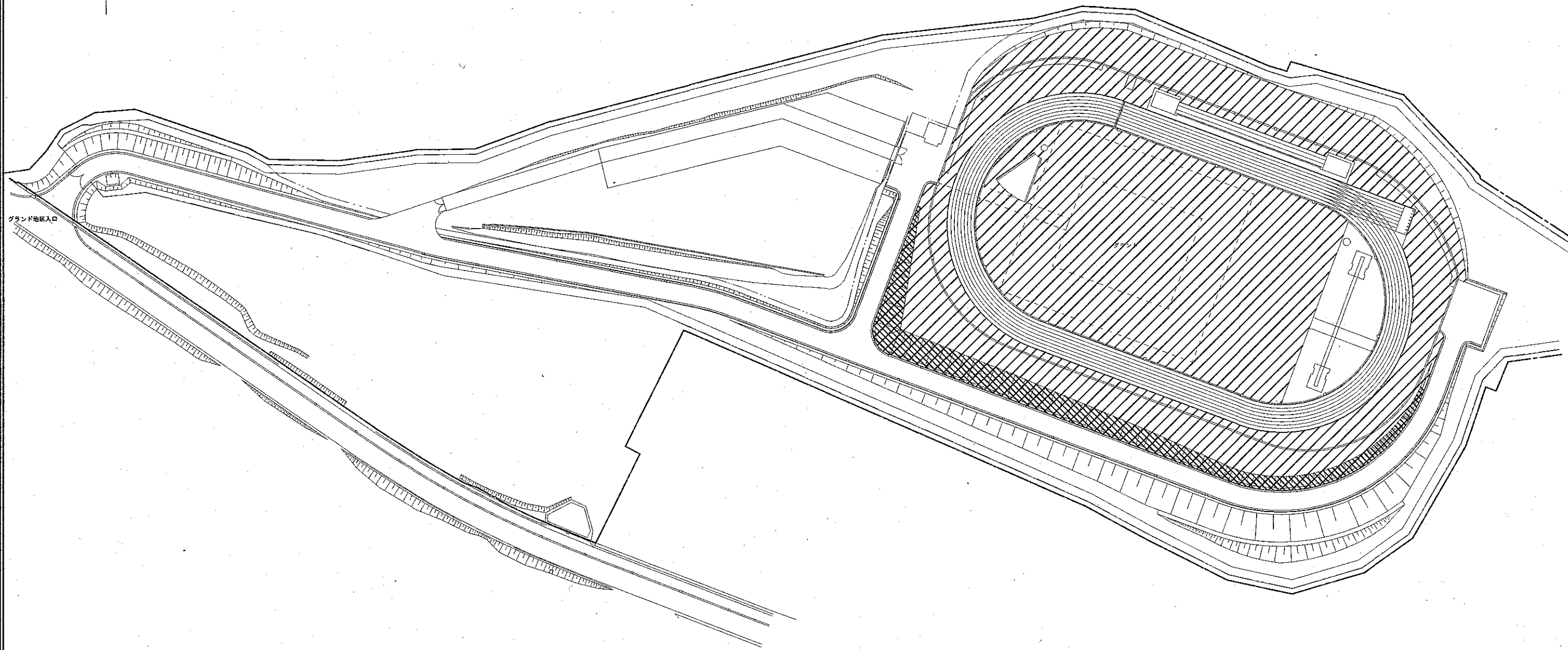
- (1) 受注者は、作業実施日について事前に監督官と協議を実施し、指定された期間において作業を実施するものとする。
 (2) 作業実施に際し、資材（肥料、殺虫剤）は官給品とするものとする。
 (3) 草刈は、指定された地域をむらなく実施するものとする。
 (4) 草刈における小石の飛び跳ね等により、建物及び柵など工作物等を損傷しないよう十分注意するものとする。
 (5) 刈草については、芝枯れの原因となるため回収し指定場所に集積するものとする。
 (6) 草刈面積は、平面図上における投影面積であり、図面ソフト（JWWCAD）上で算定した数値とするものとする。
 (7) 芝に異変がある場合は監督官に通報するとともに、必要に応じて肥料散布等を実施するものとする。



件名	グラウンド芝維持管理	図面番号	2 / 3
図名	特記仕様書・案内図	縮尺	図示
陸上自衛隊 与那国駐屯地業務隊		令和7年3月7日	



グラウンド芝刈面積 18,850㎡



件名	グラウンド芝維持管理	図面番号	3 / 3
図名	グラウンド配置図	縮尺	S=1/1,500
陸上自衛隊 与那国駐屯地業務隊		令和7年3月7日	